

報告

社会保険医療指導委員連絡協議会

常任理事・医療保険部長 橋本 洋一

社会保険医療指導委員連絡協議会を3月15日（土）、ホテルポールスター札幌において各郡市・医療機関医師会の指導委員に参集願ひ開催した。

冒頭、長瀬会長より「足元が悪く多忙の中のご出席に感謝する。消費税増税分を加味した結果、全体改定率はプラス0.1%、実質改定率はマイナス1.26%と非常に厳しい改定になった。これから、新設された項目や見直された項目について説明があると思うが改定された点数の理解はもとより、施設基準の届出にも十分に注意願ひたい」と挨拶した。

ついで、小職より北海道厚生局佐野指導医療官、鎌田医療課長補佐、石元・漆原・梅田医療指導監視監査官、北海道保健福祉部小山主査を紹介した。

議事に入り、佐野指導医療官から平成26年度診療報酬改定の概要と個別内容、石元医療指導監視監査官から施設基準について、約180枚の北海道厚生局作成のパワーポイント資料に基づき2時間あまりにわたり詳細な説明が行われた。

ご多忙の中、ご出席いただいた北海道厚生局・北海道の各氏にこの場をお借りして、お礼申し上げます。

本連絡協議会に先立ち3月12日（水）に北海道厚生局・北海道、当会医療保険部担当役員により、改定内容の確認、今後の進め方等について打合せを行った。また、その事前の3月5日（水）には日本医師会および厚生労働省において、それぞれ全国担当者への説明のための会議が開催されている。その後、3月下旬、道内各地において北海道厚生局主催

の改定説明会が開催された。

◇

施設基準（新たに施設基準が創設されたことにより、平成26年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの）「施設基準の改正により、平成26年3月31日において、現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成26年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの」の届出の締め切りは、北海道厚生局に必着で4月14日（月）である。医療機関から発送する日ではないのでくれぐれもご注意願ひたい。

また、その封筒には朱書きで「医科施設基準在中」と書くこととなっている。北海道厚生局へ持参される場合は、提出書類の確認および受付印の押印のみとなるのがほとんどであるのでご注意願ひたい。北海道厚生局における迅速な事務処理と、それにより戻ってくる通知が早くなるのでご協力をお願いしたい。

日本医師会の説明資料は日医メンバーズルームに、厚生労働省の説明資料は厚生労働省のホームページに掲載されている。疑義解釈やQ&A、その他関係資料については当会ホームページの緊急重要情報に随時登載し、メール登録いただいている会員にはその際、直接発信している。また、北海道医報附録の医療保険関係通知にも随時掲載していくので、必ずご覧いただき確認をお願いしたい。

診療報酬改定を答申 入院、外来に「地域包括」項目

平成26年度の診療報酬改定が中医協から答申された。

入院医療では、入院基本料7対1体制の医療・看護必要度などに関する基準を厳格化するとともに、急性期後や回復期の病床を拡充するため、一定の重症度などに該当する患者について、「地域包括ケア病棟入院料1・2」と「地域包括ケア入院医療管理料1・2（=病室単位）」を新設した。亜急性期入院医療管理料は9月末をもって廃止される。

外来医療では、主治医機能の強化を図るため、許可病床数200未満の病院と診療所の再診を包括的に評価する「地域包括診療料」（月1回1,503点）と、診療所に限定した再診療料の加算である「地域包括診療加算」（1回につき20点）が新設された。[ただし、届出はどちらか一方だけ可能]



長瀬会長



北海道厚生局 佐野指導医療官



北海道厚生局 石元医療指導監視監査官